

## 「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>について

株式会社大和ファンド・コンサルティング

当社は、投資運用業者(投資一任)及び投資助言業者として、投資一任業や投資信託・ファンド等の評価、年金運用コンサルティング、ファンド・オブ・ファンズの運用助言等を主な業務としております。したがって、個別の上場企業の株式に直接投資することはなく、議決権行使等についても投資先企業と直接対話をする機会を有しておりませんが、「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の趣旨に賛同し、ここにその受け入れを表明し、以下の通り基本方針を公表いたします。

\*「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の詳細については、金融庁のホームページをご参照ください。

**1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は個別上場企業の株式に直接投資することはなく、投資先企業と直接対話をする機会には有してはおりませんが、投資一任及び助言業務における投資先ファンドの資産運用会社との対話を通じて、間接的にスチュワードシップ責任を果たすことが可能と考えます。

**2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、資産運用会社から、スチュワードシップ責任における利益相反に関する明確な方針について、定期的に情報を入手するよう努めます。

**3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当社は、資産運用会社から、アンケート等を通じて、スチュワードシップ責任にかかる対応について、定期的に情報を入手するよう努めます。

**4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当社は、資産運用会社から、投資先企業との建設的な目的を持った対話への対応について、定期的に情報を入手するよう努めます。

**5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当社は、資産運用会社から、議決権行使の方針及び行使の結果について、定期的に情報を入手するよう努めます。

6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

資産運用会社のスチュワードシップ責任への対応については、お客様の要望に応じて、ご報告をさせていただきます。

7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、個別の上場企業の株式に直接投資することではなく、投資先企業と直接対話をする機会には有してはおりませんが、資産運用会社との対話を通じて、スチュワードシップ・コードの精神を促進していくよう努力をしております。

以上